

金乃台カントリークラブ・ハンディキャップ内規

金乃台カントリークラブ
ハンディキャップ委員会

昭和 60 年 12 月 1 日 制 定
平成 13 年 12 月 5 日 改 定
平成 14 年 9 月 24 日 改 定
平成 24 年 4 月 3 日 改 定
平成 28 年 1 月 2 日 改 定
平成 28 年 12 月 1 日 改 定
平成 30 年 1 月 2 日 改 定

1. ハンディキャップ（以下 HC）の査定

ハンディキャップ委員会は、公正かつ均衡のとれた HC を維持するため、次の事項を行うものとする。

- (1) 「競技成績による見直し査定」「定期見直し査定（年 1 回）」及び「変更希望者に対する見直し査定」。
- (2) 当クラブの HC を持たない者で、新たな HC 請求者に対する「新規査定」。

2. HC の査定方法

- (1) 査定対象となるスコアは、競技・非競技を問わず JGA 公認のコースレーティングのあるコースでゴルフ規則に則ってプレーした、18 ホールのアテストされたスコアとする。
- (2) 査定に必要なスコアカードの枚数
 - ① 最近 2 年以内に提出された 10 枚（当クラブのスコアカード 5 枚以上）とする。
 - ② 2 年以内の提出カードが 10 枚を超えた場合は、ベストスコアカード 10 枚とする。
 - ③ 「新規査定」の場合は、最近 3 カ月以内に提出されたスコアカード 5 枚（当クラブのスコアカード 3 枚以上）とする。5 枚を超えた場合は上記②に準ずる。
- (3) HC の計算方法
 - ① スコアカード 10 枚のストロークコントロール（参考 1）を行い、ディフ

- ァレンシャル（参考 2）を算出する。
- ② ベストディファレンシャル・カード 5 枚のディファレンシャルの平均を算出する。
 - ③ 以上により計算された数値に「0.96」を乗じ、小数点以下第 1 位を四捨五入した整数値とする。
 - ④ HC の上限は 40 とする。
 - ⑤ 「新規査定」の場合は、最初に HC40 として上記①～③により仮の HC を算出し、その仮の HC に基づき改めて①～③によって HC を算出する。

【参考 1】

「ストローク・コントロール」とは、HC 査定のために、以下記載の公式に従って、そのプレイヤーの HC に応じて、1 ホールのスコアに上限を定めて調整することをいう。

プレイヤーの現 HC	ストローク・コントロール
プラス またはゼロ	すべてのホールで 1 オバー・パーを限度とする (例：PAR3 で 5 打の場合、4 打とする)
1～18	プレイヤーの HC と同数のホールまでは 2 オバー・パー残りのホールは 1 オバー・パーを限度とする
19～36	プレイヤーの HC から 18 を引いた数と同数のホールまで 3 オバー・パー 残りは 2 オバー・パーを限度とする
37 から 40	プレイヤーの HC から 36 を引いた数と同数のホールまで 4 オバー・パー 残りは 3 オバー・パーを限度とする

【参考 2】

「ディファレンシャル」とは、ストローク・コントロール後のスコアからコースレートを引いたものをいう。

3. HC の見直し査定

(1) 競技成績による見直し査定

① 競技成績上位者

- ① 次の計算式により算出した数値（少数点第 1 位を四捨五入した整数値）を基に見直し査定を行い、次回の競技の日までに委員会に於いて協議の上新 HC を決定する。

計算式：現 HC - (現 HC × *調整係数)

*調整係数

一般競技	ネットスコア 1位 100 分の 10、 2位 100 分の 8、3位 100 分の 6、 4位 100 分の 4、5位～10位 100 分の 2 同ネットスコアの場合は、タイとして同 一の調整係数で計算する。
クラブ選手権 シニア選手権・グラ ンドシニア選手権	ハンディキャップ委員会で協議する

① ネットスコアがコースレート（以下 CR）に対しアンダー又はオーバーした場合、次の CR 調整係数を、上記“調整係数”にそれぞれプラス又はマイナスする。

CR 調整係数は、「ネットスコアと CR との差」が 1 の場合 100 分の 2、2 の場合 100 分の 4、以下 100 分の 2 ずつ増加する。

② 難易度による調整

CR は、天候その他の難易度を勘案して増減することが出来る。

(2) 定期見直し査定

① 現 HC は、前記「2. HC の査定方法」により、毎年 12 月末までに提出されたスコアカードを対象に翌年 4 月に見直し査定を行う。

● 1～3 月の「競技成績による見直し査定」を受けた者は、同年 4 月の査定対象としない。

③ 提出カードが不足して査定不能の場合は、現 HC を有効とする。

④ HC の変更は、下記の通りとする。

○現 HC が増加する場合

- ・現 HC より査定 HC が 1～2 増加の場合：そのまま
- ・現 HC より査定 HC が 3～4 増加の場合：1 つ増加させる
- ・現 HC より査定 HC が 5～6 増加の場合：2 つ増加させる
- ・現 HC より査定 HC が 7 つ以上増加の場合：3 つ増加させる

但し、上記であっても増加させる限度は、現 HC が 9 までは 1 つ、10～18 は 2 つ、19 以上は 3 つまでとする。又、各人の初回の見直し査定に限り、現 HC が 9 までは 2 つまで、10～18 は 4 つまで、19 以上は 6 つまで増加させることができる。

なお、増加後の HC は査定 HC を超えないものとする。

○現 HC が減少する場合

査定 HC の通りとする。

⑤ 査定結果は本人宛通知するものとするが、HC が増加する場合において

は、本人の意思表示により現 HC を有効とすることができる。

(3) 変更希望者に対する見直し査定

本人の変更申し出により、委員会に於いて協議の上決定する。

以上